

子発0425第1号
平成30年4月25日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局長
（公印省略）

旧優生保護法に関連した資料等の保管状況等調査の実施について（依頼）

平成8年に現在の母体保護法に改正される前の旧優生保護法に関しては、「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」や「与党旧優生保護法に関するワーキングチーム」において議論が行われており、今般、当省に対し、都道府県等が保有する旧優生保護法に関する資料について調査を行うよう要請がありました。

ついては、旧優生保護法下において作成等が行われ、貴都道府県、保健所設置市及び特別区が現時点で保有している資料や記録について調査を行いますので、別紙の保管状況等調査要領に基づき、別添調査様式に必要事項を記入の上、平成30年6月29日（金）までに御回答いただきますよう御協力をお願いいたします。

なお、厚生労働省において調査結果を取りまとめた上で、「与党旧優生保護法に関するワーキングチーム」等に報告した後、公表する予定であることを申し添えます。

以上

[送付資料]

- ・ 保管状況等調査要領
- ・ 調査様式
- ・ 旧優生保護法関係法令参照条文

[照会先]

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

課長補佐 工藤春華 企画調整係 橋本捷太 釧持智洋

直通：03-3595-2544 FAX：03-3595-2680

1. 優生保護法

（昭和23年7月13日）
（法律第156号）

第1章 総 則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。

（定 義）

第2条 この法律で優生手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもって定めるものをいう。

2 この法律で人工妊娠中絶とは、胎児が、母体外において、生命を保続することのできない時期に、人工的に、胎児及びその附属物を母体外に排出することをいう。

第2章 優生手術

（医師の認定による優生手術）

第3条 医師は、左の各号の一に該当する者に対して、本人の同意並びに配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）があるときはその同意を得て、優生手術を行うことができる。但し、未成年者、精神病患者又は精神薄弱者については、この限りでない。

一 本人若しくは配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患若しくは遺伝性奇型を有し、又は配偶者が精神病若しくは精神薄弱を有しているもの

二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性畸形を有しているもの

三 本人又は配偶者が、癩疾患に罹り、且つ子孫にこれが伝染する虞れのあるもの

四 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を

及ぼす虞れのあるもの

五 現に数人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの

2 前項第4号及び第5号に掲げる場合には、その配偶者についても同項の規定による優生手術を行うことができる。

3 第1項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。

（審査を要件とする優生手術の申請）

第4条 医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹っていることを確認した場合において、その者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請しなければならない。

（優生手術の審査）

第5条 都道府県優生保護審査会は、前条の規定による申請を受けたときは、優生手術を受くべき者にその旨を通知するとともに、同条に規定する要件を具備しているかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者及び優生手術を受くべき者に通知する。

2 都道府県優生保護審査会は、優生手術を行うことが適当である旨の決定をしたときは、申請者及び関係者の意見をきいて、その手術を行うべき医師を指定し、申請者、優生手術を受くべき者及び当該医師に、これを通知する。

（再審査の申請）

第6条 前条第1項の規定によって、優生手術

を受くべき旨の決定を受けた者は、その決定に異議があるときは、同条同項の通知を受けた日から2週間以内に、公衆衛生審議会に対して、その再審査を申請することができる。

2 前項の優生手術を受くべき旨の決定を受けた者の配偶者、親権者、後見人又は保佐人もまた、その再審査を申請することができる。

3 前2項の規定による再審査の申請は、優生手術を受くべき旨の決定をした都道府県優生保護審査会を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県優生保護審査会は、必要な意見を附さなければならない。

(優生手術の再審査)

第7条 公衆衛生審議会は、前条の規定による再審査の請求を受けたときは、その旨を、手術を行うべき医師に通知するとともに、審査の上、改めて、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、再審査の申請者、優生手術を受くべき者、都道府県優生保護審査会及び手術を行うべき医師に通知する。

(審査に関する意見の申述)

第8条 第4条の規定による申請者、優生手術を受くべき者及びその配偶者、親権者、後見人又は保佐人は、書面又は口頭で、都道府県優生保護審査会又は公衆衛生審議会に対し、第5条第1項の審査又は前条の再審査に関して、事実又は意見を述べることができる。

(訴の提起)

第9条 公衆衛生審議会の決定に対して不服のある者は、その取消しの訴を提起することができる。

(争訟の方式)

第9条の2 第5条第1項の規定による優生手術を受くべき旨の決定に不服がある者は、第6条及び前条の規定によることよってのみ争うことができる。

(優生手術の実施)

第10条 優生手術を行うことが適当である旨の

決定に異議がないとき又はその決定若しくはこれに関する判決が確定したときは、第5条第2項の医師が、優生手術を行う。

(費用の負担)

第11条 前条の規定によって行う優生手術に関する費用は、政令の定めるところにより、当該都道府県の支弁とする。

2 前項の費用は、国庫の負担とする。

(精神病者等に関する優生手術)

第12条 医師は、別表第1号又は第2号に掲げる遺伝性のもの以外の精神病又は精神薄弱にかかっている者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第20条(後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護者となる場合)又は同法第21条(市長村長が保護者となる場合)に規定する保護者の同意があった場合には、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。

第13条 都道府県優生保護審査会は、前条の規定による申請を受けたときは、本人が同条に規定する精神病又は精神薄弱に罹っているかどうか及び優生手術を行うことが本人保護のために必要であるかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者及び前条の同意者に通知する。

2 医師は、前項の規定により優生手術を行うことが適当である旨の決定があったときは、優生手術を行うことができる。

第3章 母性保護

(医師の認定による人工妊娠中絶)

第14条 都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定する医師(以下「指定医師」という。)は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

- 1 本人又は配偶者が精神病、精神薄弱、精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの

- 二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの
 - 三 本人又は配偶者がらい疾患にかかっているもの
 - 四 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの
 - 五 暴行若しくは脅迫によって又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの
- 2 前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなったときには本人の同意だけで足りる。
 - 3 人工妊娠中絶の手術を受ける本人が精神病者又は精神薄弱者であるときは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第20条（後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護者となる場合）又は同法第21条（市長村長が保護者となる場合）に規定する保護者の同意をもって本人の同意とみなすことができる。

（受胎調節の実地指導）

- 第15条 女子に対して厚生大臣が指定する避妊用の器具を使用する受胎調節の実地指導は、医師の外は、都道府県知事の指定を受けた者でなければ業として行ってはならない。但し、子宮腔内に避妊用の器具をそう入する行為は、医師でなければ業として行ってはならない。
- 2 前項の都道府県知事の指定を受けることができる者は、厚生大臣の定める基準に従って都道府県知事の認定する講習を終了した助産婦、保健婦又は看護婦とする。
 - 3 前2項に定めるものの外、都道府県知事の指定又は認定に関して必要な事項は、政令でこれを定める。

第4章 都道府県優生保護審査会
（優生保護審査会）

第16条 優生手術に関する適否の審査を行うため、都道府県知事の監督に属する都道府県優生保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

第17条 削除
（構成）

- 第18条 審査会は、委員10人以内で組織する。
- 2 審査会において、特に必要があるときは臨時委員を置くことができる。
 - 3 委員及び臨時委員は、医師、民生委員、裁判官、検察官、関係行政庁の官吏又は吏員その他学識経験ある者の中から、都道府県知事が任命する。
 - 4 審査会に、委員の互選による委員長1人を置く。
 - 5 審査会の委員の報酬及び費用弁償については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条（報酬及び費用弁償）の規定を準用する。

（委任事項）

第19条 この法律で定めるもののほか、委員の任期、委員長の職務その他審査会の運営に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

第5章 優生保護相談所

（優生保護相談所）

第20条 優生保護の見地から結婚の相談に応じ遺伝その他優生保護上必要な知識の普及向上を図るとともに、受胎調節に関する適正な方法の普及指導をするため、優生保護相談所を設置する。

（設置）

- 第21条 都道府県及び保健所を設置する市及び特別区は、優生保護相談所を設置しなければならない。
- 2 前項の優生保護相談所は、保健所に附置することができる。
 - 3 国は、第1項の優生保護相談所の設置及び運営に要する費用について、政令で定めるところにより、その経費の一部を補助す

ることができる。

(設置の認可)

第22条 国、都道府県及び保健所を設置する市及び特別区以外の者は、優生保護相談所を設置しようとするときは、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。第三項において同じ。）の認可を得なければならない。

2 前項の優生保護相談所は、厚生大臣の定める基準によって医師をおき、検査その他に必要な設備をそなえなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の優生保護相談所が前項の基準に該当しなくなったときは、その認可を取り消すことができる。

(名称の独占)

第23条 この法律による優生保護相談所でなければ、その名称中に、優生保護相談所という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

(委任事項)

第24条 この法律で定めるものの外、優生保護相談所に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

第6章 届出、禁止その他

(届出)

第25条 医師又は指定医師は、第3条第1項、第10条、第13条第2項又は第14条第1項の規定によって優生手術又は人工妊娠中絶を行った場合は、その月中の手術の結果を取りまとめて翌月10日までに、理由を記して、都道府県知事に届け出なければならない。

(通知)

第26条 優生手術を受けた者は、婚姻しようとするときは、その相手方に対して、優生手術を受けた旨を通知しなければならない。

(秘密の保持)

第27条 優生手術の審査又はその事務に従事した者、優生手術又は人工妊娠中絶の施行の事

務に従事した者及び優生保護相談所の職員は、職務上知り得た人の秘密を、漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(禁止)

第28条 何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射を行ってはならない。

第7章 罰則

(第15条第1項違反)

第29条 第15条第1項の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

(第22条第1項違反)

第30条 第22条第1項の規定に違反して、優生保護相談所を開設したものは、これを30万円以下の罰金に処する。

(第23条違反)

第31条 第23条の規定に違反して、優生保護相談所という文字又はこれに類似する文字を名称として用いた者は、これを10万円以下の過料に処する。

(第25条違反)

第32条 第25条の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者は、これを10万円以下の罰金に処する。

(第27条違反)

第33条 第27条の規定に違反して、故なく、人の秘密を漏らした者は、これを6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(第28条違反)

第34条 第28条の規定に違反した者は、これを1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。そのために、人を死に至らしめたときは3年以下の懲役に処する。

附則

(施行期日)

第35条 この法律は、公布の日から起算して60

日を経過した日から、これを施行する。

(関係法律の廃止)

第36条 国民優生法(昭和15年法律第107号)

は、これを廃止する。

(罰則規定の効力の存続)

第37条 この法律施行前になした違反行為に対

する罰則の適用については、前条の法律は、

この法律施行後も、なおその効力を有する。

(届出の特例)

第38条 第25条の規定は、昭和21年厚生省令第42号(死産の届出に関する規程)の規定による届出をした場合は、その範囲内で、これを適用しない。

(受胎調節指導のために必要な医薬品)

第39条 第15条第1項の規定により都道府県知事の指定を受けた者は、平成12年7月31日までを限り、その実地指導を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣が指定するもの限り、薬事法(昭和35年法律第145号)第24条第1項の規定にかかわらず、販売することができる。

2 都道府県知事は、第15条第1項の規定により都道府県知事の指定を受けた者が次の各号の一に該当したときは、同条同項の指定を取り消すことができる。

一 前項の規定により厚生大臣が指定する医薬品につき薬事法第43条の規定の適用がある場合において、同条の規定による検定に合格しない当該医薬品を販売したとき

二 前項の規定により厚生大臣が指定する医薬品以外の医薬品を業として販売したとき

三 前各号の外、受胎調節の実地指導を受ける者以外の者に対して、医薬品を業として販売したとき

3 前項の規定による処分に係る行政手続法(平成5年法律第80号)第15条第1項の通知は、聴聞の期日の1週間前までにしなければならない。

別表(第4条、第12条関係)

1 遺伝性精神病

精神分裂病

そううつ病

てんかん

2 遺伝性精神薄弱

3 顕著な遺伝性精神病質

顕著な性欲異常

顕著な犯罪傾向

4 顕著な遺伝性身体疾患

ハンチントン氏舞蹈病

遺伝性脊髄性運動失調症

遺伝性小脳性運動失調症

神経性進行性筋い縮症

進行性筋性筋栄養障がい症

筋緊張病

先天性筋緊張消失症

先天性軟骨發育障がい

白児

魚りんせん

多発性軟性神経纖維しゆ

結節性硬化症

先天性表皮水ほう症

先天性ポルフィリン尿症

先天性手掌足しよ角化症

遺伝性視神経い縮

網膜色素変性

全色盲

先天性眼球震とう

青色きよう膜

遺伝性の難聴又はろう

血友病

5 強度な遺伝性奇型

裂手、裂足

先天性骨欠損症

2. 優生保護法施行令（抄）

（昭和24年1月20日）
（政令第16号）

〔優生手術に関する費用〕

第1条 優生保護法（以下法という。）第11条に規定する優生手術に関する費用は、左の各号に掲げるものとする。

- 一 優生手術を受ける者の鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料並びに附添人を必要とする場合はその附添人の鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料
- 二 手術料
- 三 入院料
- 四 注射料
- 五 処置料

2 前項の費用について、その額、支給方法その他必要な事項は、厚生大臣が定める。

〔審査会の委員の任期等〕

第9条 都道府県優生保護審査会（以下「審査会」という。）の委員の任期は、2年とする。

- 2 前項の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、職務遂行上の支障があり又は委員たるにふさわしくない行為があつたときを除いては、その意に反して解任されることがない。

〔委員長の職務〕

第10条 審査会の委員長は、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員の互選により選ばれた委員が、その職務を代理する。

〔議事〕

第11条 審査会は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 審査会の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもつて決する。

〔幹事及び書記〕

第12条 審査会に幹事5人以内及び書記3人以内を置く。

- 2 幹事及び書記は、都道府県知事が当該都道府県の事務吏員又は技術吏員の中から、これを命ずる。
- 3 幹事は、委員長の指揮を受けて庶務を整理する。
- 4 書記は、上司の指揮を受けて庶務に従事する。

3. 優生保護法施行規則（抄）

（昭和27年8月4日）
（厚生省令 第32号）

（優生手術の術式）

第1条 優生保護法（以下「法」という。）第2条に規定する優生手術は、左に掲げる術式によるものとする。

一 精管切除結さつ法（精管を陰のう根部で精索からはく離して、2センチメートル以上を切除し、各断端を焼しやく結さつするものをいう。）

二 精管離断変位法（精管を陰のう根部で精索からはく離して切断し、各断端を結さつしてから変位固定するものをいう。）

三 卵管圧ざ結さつ法（マドレーネル氏法）
（卵管をおよそ中央部ではし、直角又は鋭角に屈曲させて、その両脚を圧ざかん子で圧ざしてから結さつするものをいう。）

四 卵管間質部けい状切除法（卵管峽部で卵管を結さつ切断してから子宮角にけい状切開を施して間質部を除去し、残存の卵管断端を広じん帯又は腹膜内に埋没するものをいう。）

（審査を要件とする優生手術の申請）

第2条 法第4条の規定による申請は、別記様式第1号による申請書によらなければならない。

2 前項の申請書には、別記様式第2号による健康診断書及び遺伝調査書を添えなければならない。

（審査を要件とする優生手術の決定及び通知）

第3条 法第5条第1項の規定による決定は、申請を受理した日から30日以内にならなければならない。但し、やむをえない事由があるときは、この限りでない。

2 前項の決定の結果の通知は、別記様式第3号(1)による決定通知書によらなければならない。

3 法第5条第2項の規定による通知は、別

記様式第4号による指定通知書によらなければならない。

（再審査の申請）

第4条 法第6条第1項の規定による申請は、その事由を記載した申請書を提出して行わなければならない。

（再審査の決定）

第5条 法第7条の規定による決定は、申請を受理した日から30日以内にならなければならない。但し、やむをえない事由があるときは、この限りでない。

2 前項の決定の結果の通知は、別記様式第3号(2)による決定通知書によらなければならない。

（精神病者等に対する優生手術の申請）

第6条 法第12条の規定による申請は、別記様式第1号による申請書によらなければならない。

2 前項の申請書には、別記様式第5号による健康診断書及び別記様式第6号による同意書を添えなければならない。

（精神病者等に対する優生手術の決定及び通知）

第7条 法第13条第1項の規定による決定は、申請を受理した日から30日以内にならなければならない。但し、やむをえない事由があるときは、この限りでない。

2 前項の決定の結果の通知は、別記様式第3号(3)による決定通知書によらなければならない。

（指定医師の標識の交付）

第8条 都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会は、法第14条第1項の規定により医師を指定したときは、別記様式第7号による標識をその医師に交付するものとする。

(法第25条の届出)

第27条 法第25条に規定する法第3条第1項、第10条及び第13条第2項に関する届出は、別記様式第12号による報告書により、法第14条第1項に関する届出は、別記様式第13号による報告書によらなければならない。

2 都道府県知事は、法第25条の規定による届出を受理したときは、別記様式第14号による年報を作成し、翌年1月31日までに厚生大臣に提出しなければならない。

(保健所長の経由)

第28条 第9条、第12条、第14条第1項及び第

2項並びに第15条第1項の申請、第14条第3項の提出並びに第13条第1項、第15条第2項及び前条第1項の届出は、住所地の保健所長を経由して行うものとする。

2 第16条の申請及び第18条の届出は、認定講習実施地の保健所長を経由して行うものとする。

3 第22条第1項の申請、第22条第2項及び第25条の届出並びに第26条第2項の報告は、施設所在地の保健所長を経由して行うものとする。

別記様式第一号(第二条、第六条関係)

付記 右優生保護法第 条の規定により優生手術を行うことの適否に関する審査を申請します。 年 月 日 都道府県優生保護審査会殿	申請者 (医師)			申請理由			優生手術を受くべき者			優生手術申請書
	氏名	住所	診療科名	現住所	住所	本籍	現住所	住所	本籍	
	Ⓞ	考	備	性別	年月日生	氏名				

記載上の注意
 一「現住所」欄には、例えば病院にいる者については、その病院名及び所在地を記入する等現に本人のいる場所を記入すること。
 二「申請理由」欄には、優生保護法第四条又は第十二条その他関係条文を熟読の上その理由を詳記すること。
 三「備考」欄には、申請者が病院、診療所等を開設し、又は病院、診療所等に勤務しているときは、その病院、診療所等の名称及び所在地を記入すること。
 四「附記」欄には、優生手術の時期、場所、方法、医師その他について希望があれば、その旨を記入すること。
 五「右優生保護法第 条の規定により」の空白箇所には、第二条第一項による場合は「四」、第十六条第一項による場合は「十二」と記入すること。

別記様式第二号(第二条関係)
(番号)

健康診断書	
優生手術を受くべき者の住所、氏名、年齢及び性別	
病名	
発病後の経過	
現在の症状	
右の通り診断する。 年 月 日	
住所	
医師	氏 名

遺伝調査書				
優生手術を受くべき者	氏名	年齢	続柄	病名備考
本人の血族中遺伝病にかかった者			本人	
年 月 日	住所	医師	氏 名	

記載上の注意
「本人の血族中遺伝病にかかった者」の「氏名」欄には、遺伝病にかかった者の他自殺者、行方不明者、犯罪者、酒乱者等についても記入し、「病名」欄には、り病者については、その病名(病名不明の者及び自殺者、行方不明者等についてはその事実)を記入し、「備考」欄には、「病名」欄に記入すべき病名又は事実につき、調査者が直接その者について調査した場合はその旨、他人から聞いた場合はその相手方の氏名及び本人との続柄を記入すること。

別記様式第三号(一)(第三条関係)

優生手術適否決定通知書	
優生手術を受くべき者の住所、氏名、年齢及び性別	
右の者については、優生保護法第五条第一項の規定により審査の結果次のとおり決定したので通知する。 なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日から二週間以内に、書面で、公衆衛生審議会に対して再審査を申請することができる。	
年 月 日	
殿	都道府県優生保護審査会 回
優生手術を行うことの適否	

記載上の注意
「優生手術を行うことの適否」欄には、審査の結果によって、「優生手術を行うことを適当と認める。」又は「優生手術を行う必要を認めない。」と記入すること。

別記様式第三号(二)(第五条)

優生手術適否決定通知書	
優生手術を受くべき者の住所、氏名、年齢及び性別	
右の者については、優生保護法第七条の規定により審査の結果次のとおり決定したので通知する。	
年 月 日	
殿	公衆衛生審議会 回
優生手術を行うことの適否	

記載上の注意
 「優生手術を行うことの適否」欄には、審査の結果によって、「優生手術を行うことを適当と認める。」又は「優生手術を行う必要を認めない。」と記入すること。

別記様式第三号(三) (第七条関係)

優生手術適否決定通知書	
優生手術を受くべき者の住所、氏名、年齢及び性別	
右の者については、優生保護法第十三条第一項の規定により審査の結果次のとおり決定したので通知する。	
年 月 日	
殿	都道府県優生保護審査会 ㊦
優生手術を行うことの適否	

記載上の注意
 「優生手術を行うことの適否」欄には、審査の結果によって、「優生手術を行うことを適当と認める。」又は「優生手術を行う必要を認めない。」と記入すること。

別記様式第四号 (第三条関係)

優生手術実施医師指定通知書	
優生手術を受くべき者の住所、氏名、生年月日及び性別	
右の者について優生手術を行うべき医師を次のとおり指定したので通知する。	
年 月 日	
殿	都道府県優生保護審査会 ㊦
優生手術を行うべき医師の住所及び氏名	

別記様式第五号 (第六条関係)
 (番号)

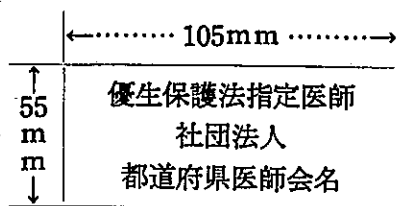
健康診断書	
優生手術を受くべき者の住所、氏名、年齢及び性別	
病名	
発病後の経過	
現在の症状	
右の通り診断する。	
年 月 日	
住所	
医師 氏	名㊦

別記様式第六号 (第六条関係)
 (番号)

同意書	
優生手術を受くべき者の住所、氏名、生年月日及び性別	
右の者について優生保護法第十二条の審査を申請することに同意します。	
年 月 日	
保護義務者住所	
本人との関係	氏 名㊦

記載上の注意
 「本人との関係」には、後見人、配偶者、親権を行う者又は市町村長等と記入すること。

別記様式第七号(第八条関係)



別記様式第十二号(一)(第二十七条関係)

略

別記様式第十二号(二)(第二十七条関係)

略

別記様式第十三号(一)(第二十七条関係)

略

別記様式第十三号(二)(第二十七条関係)

略

別記様式第十四号(一)(第二十七条関係)

略

別記様式第十四号(二)(第二十七条関係)

略

編注) 別記様式第十二号~第十四号についてはP 7~P10参照。

<報告様式>

別記様式第十二号(一) (第二十七条関係)

優生手術実施報告書

平成 年 月 日	医師氏名	回
知事殿	病院又は診療所名	
	病院又は診療所の所在地	

平成 年 月分優生手術実施報告書を下記の通り提出する。

記

優生手術実施報告票 枚

別記様式第十二号(二) (第二十七条関係)

優生手術実施報告票 (平成 年 月分)

作成年月日 平成 年 月 日

(1)手術を受けた者の氏名		(2)手術を受けた者の性別	男 女
(3)手術を受けた者の居住地	都道府県 市区町村	(4)手術を受けた者の年齢	満 年
(5)該当条文	1 3条1項 号 2 4条 3 12条	(6)手術を受けた理由	
(7)手術を施した日	月 日	(8)手術の術式	
備考			

日本工業規格A列5番

記載上の注意

- 1 「手術を受けた者の性別」欄は、該当する文字を○でかこむこと。
- 2 「手術を受けた者の居住地」欄には、都道府県名等を記入し、該当する文字を○でかこむこと。
- 3 「該当条文」欄には、該当するものの数字を○でかこみ、1に該当するものについては、優生保護法第3条第1項各号のいずれに該当するかを記入すること。
- 4 「手術を受けた理由」欄には、手術を受ける理由となつた事実、たとえば本人が遺伝性精神病質、配偶者の親族が遺伝性精神病、配偶者が子瘡のため生命に危険、本人が精神分裂病等を記入すること。
- 5 「手術の術式」欄には、実施した術式を、優生保護法施行規則第1条による術式名で記入すること。

別記様式第十四号(一) (第二十七条関係)

優 生 手 術 年 報

(平成 年分)

作成年月日

都道府県名

厚1-4-3-1

昭和51年12月17日登録

区 分		20歳 未満	20 } 24歳	25 } 29歳	30 } 34歳	35 } 39歳	40 } 44歳	45 } 49歳	50歳 以上	不 詳	計
男	第3 条 該 当	第1号該当									
		第2号該当									
		第3号該当									
		第4号該当									
		第5号該当									
	小 計										
	第4条該当										
	第12条該当										
	計										
女	第3 条 該 当	第1号該当									
		第2号該当									
		第3号該当									
		第4号該当									
		第5号該当									
	小 計										
	第4条該当										
	第12条該当										
	計										
合 計											

日本工業規格A列4番

保管状況等調査要領

厚生労働省子ども家庭局

1. 目的

旧優生保護法（以下「法」といいます。）に関して今後の検討に備えるため、法第3条（第1項第4号及び第5号を除く。）、第4条、第12条に基づき実施された優生手術について、現時点で都道府県等が保有する資料や記録としてどのようなものがあるかに関する調査です。

2. 調査対象・期間

都道府県、保健所設置市、特別区における行政機関（本庁、公文書館、保健所等[※]）が保有する資料や記録等について、下記留意事項調査様式にしたがって記入してください。対象期間は法が施行されていた昭和23年から平成8年までとし、年単位で回答してください。

※福祉事務所、各種更生相談所等の都道府県等の行政機関が含まれますが、個別の機関について対象となるかどうか疑義があるときは、5に記載の照会先までご照会ください。

3. 調査期限

平成30年6月29日（金）までに調査結果をご提出ください。なお、提出後に新たに関連資料が発見された場合など、回答に修正が必要な場合には速やかにご連絡ください。

4. 調査事項（調査1、調査2、調査3）

【調査1】省令様式等の保有状況について（様式1）

ア) 内容

法もしくは旧優生保護法施行規則（以下「規則」といいます。）において、作成・提出等が定められている資料（①から⑳）及び、それらに記載されている内容と同内容が記載されているその他の資料（㉑）について、様式1に記入の上、回答してください。

イ) 留意事項

○保存状況については、以下のとおり記載してください

- ・当該年の全部又は一部が保管されている場合・・・・・・・・○
- ・当該年の資料が保存されていない又は確認できない場合・・・・×

○件数については、何件分の資料が保管されているのかを記載してください。

- ・申請、再審査、提訴もしくは決定1回につき1件として計上してください。
- ・⑪及び⑫の費用の負担に関する記録については、手術一回にかかる関連資料を1件としてください。
- ・⑰優生保護法指定医名簿及び⑱優生保護審査会委員名簿については、保存状況のみを記載し、件数を記載する必要はありません。
- ・⑲優生手術実施報告書、⑳優生手術実施報告票や㉑優生手術年報は、1枚で1件とし

てください。⑳優生手術実施報告票は同一の優生手術実施報告書のもとに綴られていたとしても、別々に計上してください。

・「㉑その他」については、保存状況のみを記載し、件数を記載する必要はありません。

ウ) 把握対象

[法第4条関係]

- ①優生手術申請書（法第4条。規則第2条。様式第1号。）
- ②健康診断書（法第4条。規則第2条。様式第2号。）
- ③遺伝調査書（法第4条。規則第2条。様式第2号。）

[法第5条関係]

- ④優生手術適否決定通知書（法第5条第1項。規則第3条。様式第3号（1））
※昭和37年10月1日までの様式番号は様式第3号
- ⑤優生手術実施医師指定通知書（法第5条第2項。規則第3条。様式第4号）
※昭和27年7月1日までの様式名称は「優生手術実施通知書」

[法第6条関係]

- ⑥再審査の申請書（法第6条第1項。規則第4条。）
- ⑦再審査に際して付された都道府県優生保護審査会の意見（法第6条第3項）

[法第7条関係]

- ⑧優生手術適否決定通知書（法第7条。規則第5条。様式第3号（2））
※昭和37年10月1日までの様式番号は様式第3号

[法第8条関係]

- ⑨再審査に関して都道府県優生保護審査会に対して提出された申述書

[法第9条関係]

- ⑩提起された訴訟の記録

[法第11条関係]

- ⑪優生手術に関する費用として都道府県が支弁した記録（法第11条第1項）
- ⑫優生手術に関する費用として、国に請求した記録（法第11条第2項）

[法第12条関係]

- ⑬優生手術申請書（法第12条。規則第6条。様式第1号）
- ⑭健康診断書（法第12条。規則第6条。様式第5号）
- ⑮同意書（法第12条。規則第6条。様式第6号）

[法第13条関係]

- ⑯優生手術適否決定通知書（法第13条第1項。規則第7条。様式第3号（3））
※昭和37年10月1日までの様式番号は様式第3号
※昭和37年10月1日以降昭和57年8月30日までは様式第3号（2）

[法第14条関係]

- ⑰優生保護法指定医師として医師会から指定された医師の名簿（法第14条第1項）

[法第16条関係]

- ⑱優生保護審査会の委員名簿
※昭和24年6月1日までの名称は「優生保護委員会」

[法第25条関係]

⑱優生手術実施報告書（法第25条。規則第27条。様式第12号（1））

※昭和27年7月1日までの様式番号は様式第8号

⑳優生手術実施報告票（法第25条。規則第27条。様式第12号（2））

㉑優生手術年報（法第25条。規則第27条。様式第14号（1））

※昭和27年7月1日までの様式名称及び様式番号は「優生保護法第二十五条の届出に関する月報」（様式第10号）

※昭和27年7月1日以降昭和29年7月1日までの様式名称及び様式番号は「優生手術月報」（様式第14号（1））及び「優生手術年報」（様式第15号（1））

※昭和29年7月1日以降昭和44年6月21日までの様式名称及び様式番号は「優生手術半年報」（様式第14号（1））

（注）⑱・㉑の資料については医師から保健所／市長を経由して都道府県に提出することとされていたので保健所設置市、特別区におかれては資料の保有状況の確認にご留意ください。

[その他]

㉒ 上記以外で①から㉑の情報が含まれたもので都道府県が保有している資料（台帳など）

【調査2】優生手術関連の件数、個人が特定できる情報の調査（様式2-1・2-2）

ア) 内容

調査1で回答した資料の内容及びその他の資料を確認の上、保存されている資料を総合して把握できる、優生手術の申請、審査、手術実施の各段階における件数を記載してください。

- ・法第4条、第12条の手術については、申請から手術実施までの各段階について様式2-1（第4条・第12条関係）に記載してください。
- ・法第3条の手術については、都道府県における審査は行われていないため、手術実施段階についてのみ様式2-2（第3条関係）に記載してください。

イ) 留意事項

- 全体数には、個人が特定できないものも含め、把握できる全体の件数を記載してください。
- 個人が特定できる件数には、全体の件数のうち、「個人が特定できる情報（少なくとも氏名）」を有するものの件数を記載してください。

ウ) 調査事項

[法第4条・第12条関係]

- ・①申請数
- ・②審査結果
- ・③「適」とされた性別・年齢階層
- ・④手術を受けた者
- ・⑤手術を受けた者の性別・年齢階層

[法第3条関係]

- ・①手術を受けた者（第1項第4号及び第5号に基づき実施された手術を除き、第1項の該当号番号が不明であるものを含む。）
- ・②手術を受けた者の第3条第1項の該当号番号
- ・③法第3条第1項第1号の手術を受けた者の性別・年齢階層
- ・④法第3条第1項第2号の手術を受けた者の性別・年齢階層
- ・⑤法第3条第1項第3号の手術を受けた者の性別・年齢階層

【調査3】その他保有する資料等の調査

ア) 調査内容

調査1で回答した資料以外（ただし、調査1の「㉔その他」で記載した資料は調査3でも再掲してください）で、優生手術に関係する情報が含まれている統計資料や説明資料、記録等、具体的には、

- ① ○○統計、○○白書、パンフレット、手引き 等
- ② 国や自治体等からの通知、事務連絡、疑義照会 等を保管している場合には、様式3に記載してください。

イ) 留意事項

- 調査1の「㉔その他」で回答した資料については、当該資料の内容について、様式3に記載してください。
- 国や他の自治体が作成した資料を取得、保管している場合にはその内容について記載し、「㉕特記事項」にその旨記載してください。

ウ) 調査事項

- ① 資料名・通知等の題名
- ② 資料作成者（団体）名・通知等の発出者名及び宛名
- ③ 資料作成時期・通知等の日付
- ④ 資料・通知等の概要
- ⑤ 特記事項

4. 提出先

botaihogo@mhlw.go.jp

5. 本件照会先

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

課長補佐 工藤春華 企画調整係 橋本捷太 釧持智洋

直通：03-3595-2544

FAX：03-3595-2680

30保疾第184号

平成30年（2018年）5月9日

障がい者支援課長

様

こども・家庭課長

保健・疾病対策課長

旧優生保護法下において実施されたが優生手術に
関する記録等の調査について（依頼）

平成30年4月16日付け30保疾第80号 保健・疾病対策課長通知によりお願いしました、旧優生保護法（昭和23年施行、平成8年に現在の母体保護法に改正）下において実施された優生手術に関する記録等の保全について貴課所管の現地機関等への周知に御配慮いただき感謝申し上げます。

標記について、厚生労働省子ども家庭局長から別添のとおり、通知がありました。

つきましては、貴課所管の現地機関への調査依頼に係る通知の発出をお願いいたします。

また、貴課所管の現地機関における旧優生保護法に関連する記録等の有無について、6月11日（月）までに別紙2により保健・疾病対策課あて御提出をお願いします。

なお、記録が確認された場合の対応につきましては別途ご連絡いたしますので、御承知おきください。

なお、不明な点などがありましたら、保健・疾病対策課あてお問い合わせください。

長野県健康福祉部	保健・疾病対策課	母子・歯科保健係
課長 西垣 明子	担当 中澤 文子	
電 話	026-235-7141	
F A X	026-235-7170	
E-mail	boshi-shika@pref.nagano.lg.jp	

30保疾第184号

平成30年（2018年）5月9日

保健福祉事務所長
精神保健福祉センター所長 様

健康福祉部長

旧優生保護法下において実施された優生手術に
関する記録等の調査について（依頼）

平成30年4月16日付け30保疾第85号 保健・疾病対策課長通知によりお願いしました、旧優生保護法（昭和23年施行、平成8年に現在の母体保護法に改正）下において実施された優生手術に関する記録等の保全について、御協力いただき感謝申し上げます。

標記について、厚生労働省子ども家庭局長から旧優生保護法に関する記録等の調査について別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴機関内における旧優生保護法に関連する記録等の有無について別紙1「調査対象及び調査事項等」に基づき御確認いただき、別紙2により記録の有無等について御記入の上、確認された記録と併せ6月8日（金）までに保健・疾病対策課あて御提出いただきますよう、お願いいたします。

また、不明な点などがありましたら、保健・疾病対策課あてお問い合わせください。

長野県健康福祉部 保健・疾病対策課 母子・歯科保健係
課長 西垣 明子 担当 中澤 文子

電 話 026-235-7141

F A X 026-235-7170

E-mail boshi-shika@pref.nagano.lg.jp

旧優生保護法に関連した資料等の保管状況等調査の結果について

保健・疾病対策課

旧優生保護法（1948 年～1996 年）に基づく優生手術（不妊手術）は、法律に基づき行われ、県は、優生保護審査会の事務等を執行してきたところ。

これまで県では、「関係資料の保全」に関しては、国からの依頼に先行して、県が保有する資料の保全を行うとともに、関係機関に対して、保有する資料の保全について協力依頼を行ってきた。

また、「関係資料等の調査」については、昨年度、県独自に健康福祉部及び保健福祉事務所において保管されている文書等を調査して、3月9日に公表した。

今回、厚生労働省から、都道府県等で保有する資料等に関する調査依頼があり、その結果が下記のとおりまとまった。

1 調査概要

旧優生保護法に関して今後の検討に備えるため、厚生労働省から都道府県・保健所設置市・特別区に対する、現時点で保有している資料や記録に関する調査依頼（4/25 付け）に基づく調査

2 調査対象機関

本庁のほか、現地機関(20) 【保健福祉事務所(10)、精神保健福祉センター(1)、児童相談所(5)、女性相談センター(1)、知的障害者更生相談所(1)、身体障害者更生相談所(1)、県立歴史館(1)】

3 調査対象

- ① 旧優生保護法に係る省令様式等（優生手術申請書、優生手術実施報告書 等）の件数
- ② 優生手術関連の件数、個人が特定できる情報の件数
- ③ その他保有する資料等の内容

4 調査結果の概要（詳細は別紙）

保健・疾病対策課、保健福祉事務所（10 所）、女性相談センターに、旧優生保護法に関連する書類や資料等が保管されていた。

<確認された資料等>

① 旧優生保護法に係る省令様式等

保健福祉事務所(7 所)と女性相談センターの綴り 12 冊の中に、省令様式等があることが確認

② 優生手術関連の件数、個人が特定できる情報の件数

個人名の記載がある事案は 9 件、うち優生手術の実施に関して個人名がある事案は 2 件

③ その他保有する資料等

本庁及び保健福祉事務所(9 所)において、長野県衛生年報、事業概況書等の資料が確認

旧優生保護法に関連した資料等の保管状況等調査の結果（概要）

平成 30 年 7 月 3 日
長野県健康福祉部保健・疾病対策課

1 調査対象機関

本庁のほか、現地機関(20) 【保健福祉事務所(10)、精神保健福祉センター(1)、児童相談所(5)、女性相談センター(1)、知的障害者更生相談所(1)、身体障害者更生相談所(1)、県立歴史館(1)】

2 資料が確認された機関及び内容

- ・ **網掛部分** は、平成 29 年度に、県が独自に行った調査と重複
- ・ **下線部分** は、個人の特定に係る資料が確認された綴り
- ・ **個人の特定件数は、合計 9 件**

確認された機関		【調査 1】 省令様式等の保有状況 (優生手術申請書、優生手術実施 報告書 等) ※下記は、綴りの名称	【調査 2】 優生手術関連の件数、 個人が特定できる情報	【調査 3】 その他、保有する 資料等の内容
		法第 3 条、第 4 条、第 12 条に 係る資料の有無及び件数等	【調査 1】から把握できる優生 手術の申請・審査・手術実施 の各段階における件数	統計資料、国・自治体 からの通知・事務連絡等
本庁内 (保健・疾病対策課)		—	—	長野県衛生年報 優生保護統計(厚生省)
保健福祉 事務所	佐久	優生保護関係例規	—	事業概況書
	上田	例規	—	事業概況書等
	諏訪	—	—	事業概況書等
	伊那	—	—	事業概況書
	飯田	—	—	事業概況書等
	木曾	44 起 優生保護審査会 54 起 優生保護審査会	—	事業概況書
	松本	54～ 優生保護関係書 優生保護 優生保護 <u>母体保護法例規</u>	<個人の特定件数 3 件> 優生手術実施件数 1 件	事業概況書等
	大町	<u>母子保健例規 (S47-H4)</u>	—	—
	長野	<u>昭和 47 年～ 優生保護関係</u> * 旧須坂保健所	<個人の特定件数 4 件> 優生手術実施件数 1 件 * 旧須坂保健所	事業概況書等
北信	<u>優生保護例規</u> * 旧中野保健所	<個人の特定件数 1 件> * 旧中野保健所	事業概況書等	
女性相談センター		<u>婦人保護台帳 (一時保護)</u>	<個人の特定件数 1 件>	—

<調査対象外であるが、今回確認された内容（参考記載）>

人工妊娠中絶（法第 14 条）を実施したと考えられる事案 1 件（女性相談センター）

旧優生保護法に基づく優生手術に関して、個人名が確認された資料等

平成 30 年 7 月 3 日
長野県健康福祉部保健・疾病対策課

※ 番号に○：優生手術が実施されたと考えられる事案

※ 網掛：平成 29 年度に、県が独自に行った調査と重複

機関名	番号	時期	性別	年齢 (当時)	法 根拠規定	確認された資料
松本保健福祉 事務所	1	S55	女性	不明	12 条	・優生保護審査会の開催について(回答)(原本)
	2	S58	女性	30 代	12 条	・優生保護審査会の開催について(起案)(原本) ・優生保護審査会の開催について(進達)(原本) ・優生手術申請書(写し) ・健康診断書(写し) ・同意書(保護義務者)(写し) ・優生保護法第 13 条による優生手術の適否決定について(起案)(原本) ・優生手術適否決定通知(写し) 等
	③	S60	男性	50 代	12 条	・優生保護審査会の開催について(回答)起案(写し) ・優生保護審査会の開催について(進達)(原本)(写し) ・優生手術申請書(写し) ・健康診断書(写し) ・同意書(保護義務者)(写し) ・優生保護法第 13 条による優生手術の適否決定について(原本) ・優生手術適否決定通知書(写し) ・優生手術の実施について(報告)起案(原本) ・優生手術実施報告書(写し) 等
長野保健福祉 事務所 (旧須坂保健所)	4	S52	男性	20 代	12 条	・優生手術申請書(写し) ・健康診断書(写し) ・遺伝調査書(写し) ・同意書(保護義務者)(写し) ・優生手術適否決定通知書(写し) 等
	5	S53	女性	30 代	不明	・優生保護審査会の該当者報告(原本)
	6	S53	男性	不明	不明	・優生保護審査会の該当者報告(原本)
	⑦	S57	女性	30 代	4条と推 定される (申請書 未記入)	・優生手術申請書(写し) ・健康診断書(写し) ・遺伝調査書(写し) ・同意書(保護義務者)(原本) ・優生保護法第5条の規定による優生手術の適否決定について (通知)(原本) ・優生手術適否決定通知書(写し) ・優生手術医師指定通知書(写し) ・優生手術実施報告(起案)(原本) ・優生手術実施報告書(写し) ・優生手術費請求書(写し) ・優生手術旅費請求書(写し) 等
北信保健福祉 事務所 (旧中野保健所)	8	S54	女性	30 代	12 条	・優生保護審査会の開催について(報告)起案(原本) ・優生手術申請書(写し) ・健康診断書(写し) ・同意書(保護義務者)(写し) 等
女性相談センター	9	不明	女性	20 代	不明	・婦人一時収容保護台帳(S33)

○ 調査対象外であるが、今回確認された内容（「婦人一時収容保護台帳」(S32) から）

人工妊娠中絶(法第 14 条)を実施したと考えられる事案 1件(女性 20 代)(女性相談センター)

旧優生保護法に関するこれまでの主な経緯（H30年）

長野県健康福祉部
保健・疾病対策課
平成30年7月3日現在

月 日	国の動向	県の動向
1月30日	宮城県内60代女性が、優生手術について国家賠償と謝罪を求め、仙台地裁へ提訴	
2月22日		本県独自に、県で保管されている文書等を確認したところ、「 <u>長野県衛生年報</u> 」から、1949年から1979年までに474件の旧優生保護法（4条及び12条）に基づく優生手術が、本県で行われていた
3月6日	超党派の議員連盟が設立 (3/13：与党ワーキングチームが設立)	
3月9日		県健康福祉委員会で、保健福祉事所における優生手術に関連する文書の調査結果を報告【 <u>5か所の保健所で、例規綴りなど6冊を確認。このうち2冊に個人名の記載がある資料5件を確認（うち1件は、優生手術の実施に関する個人名記載あり。）</u> 】
3月16日		県から厚労省へ旧優生保護法に基づく優生手術に関する国の一元的な対応を要望①
3月28日	厚労省から都道府県等へ都道府県等が保有する資料の保全を要請	
4月4日～		県から医療機関・障がい福祉施設など（計2,818施設）へ資料の保全を要請
4月18日		保健・疾病対策課に、旧優生保護法に関する県相談窓口を設置
4月25日	厚労省から都道府県等へ関係機関に対して資料の保全依頼を行うよう要請	
	<u>厚労省から都道府県等へ都道府県等で保有する資料等を調査するよう要請</u> （6月29日回答期限）	
5月21日		県から厚労省へ旧優生保護法に基づく優生手術に関する国の一元的な対応を要望②

旧優生保護法に基づく優生手術の手続き等について

(法律の目的)

○優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護すること。

(優生手術の定義)

○優生手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術。

根拠条文による優生手術の手続き等の分類

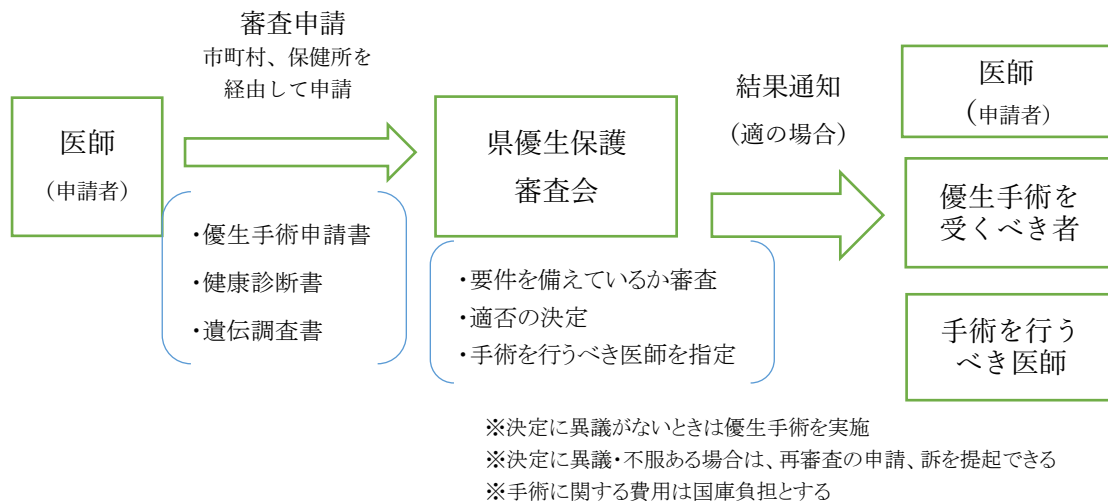
【第 3 条該当の場合】

医師は本人の同意並びに配偶者の同意を得て、優生手術を行うことができる。

【第 4 条該当の場合】

対象とする疾患：遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、顕著な遺伝性精神病質、
顕著な遺伝性身体疾患、強度な遺伝性奇形

医師は、診断の結果、その疾患の遺伝を防止するために優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請しなければならない。(抄)



【第 12 条該当の場合】

対象とする疾患等：遺伝性のもの以外の精神病又は精神薄弱に罹っている者

医師は、上記の者について、保護義務者の同意があった場合には、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。

